

第24期佐世保市農業委員会第36回総会議事録

1 開催日時 令和5年5月26日(金) 13時15分から14時35分

2 開催場所 西地区コミュニティセンター 第4講座室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 憲市	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	牟田 昇	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

委員 7番 川口 勇二

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	古川 清志	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	富川 利光
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	村田 司	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

なし

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	有富 暢一
事務局次長	小長 賢二
事務局係長	田村 友哉

事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主査 田中 豊
事務局主任主事 佐藤 拓磨

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第365号議案 非農地証明願について
第366号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第367号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第368号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第369号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について
第370号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第371号議案 農用地利用集積計画（案）について
第372号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請（案）について
第373号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について
第374号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について
第375号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 非農地通知の発出について
報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第36回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 こんにちは。大変清々しい日が続いておりますが、梅雨の時期が迫ってきました。本日は、総会にご出席いただきましてありがとうございます。総会后、タブレット研修や小委員会が予定されていますので、よろしく願います。また私事ですが、この度、春の黄綬褒章を受章させていただき、皆様からたくさんのお祝いをいただきました。心

から御礼申し上げます。ありがとうございました。これからもより精進してまいりたいと思っております。

今日はよろしく願いいたします。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は7番川口勇二委員から欠席の届出が出ておりますが、現に在任する委員19名のうち18名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、1番 有馬 秀志委員、2番 北村 憲治委員、補充として3番 阿波 茂敏委員をお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

第365号議案 非農地証明願について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第365号議案 非農地証明願についての説明に入ります前に、1番、江上地区の案件につきましては、第367号議案でご審議いただきます2番の案件と関連がありますので、議事進行の関係上、非農地証明願について、を最初にご審議いただく流れとさせていただきます。それでは説明に入ります。

1番、江上地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は江上町の1筆。登記地目畑、現況進入路用地。面積は合計91㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは佐世保市立東明中学校から南東に約400mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

2番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は萩坂町の1筆。登記地目田、現況露天駐車場。面積は56㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは宮地区コミュニティセンターから東に約200mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

3番、宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は南風崎町の2筆。登記地目畑、現況宅地。面積は合計19.61㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から東に約50mの位置にあり、農振内白地で、事由の②-1に該当します。

以上ですが、3番の案件について関係する委員の方がおられます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番宮地区。

3 番 3番阿波です。5月21日に坂口委員と現地を確認してきました。この土地は農地法施行前から宅地の状態であったということで、特に問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、3番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番の案件について、非農地証明を交付することといたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件につきまして、審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番北村です。5月21日に古川委員、願出人、利用者と現地を確認しました。この土地は農地法施行以前から進入路として利用されていたということで、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、2番宮地区。

3 番 3番阿波です。5月21日に坂口委員と現地を確認してきました。この土地は農地法施行前から倉庫として使用されていて、問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、1番、2番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第365号議案について、非農地証明を交付することといたします。次に、第366号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第366号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明に入る前に、今回の申請案件に関連しますので、その他事務局報告事項として、本日資料を配付しております違反転用事案の指導状況について先行して報告させていただきたいと思っております。お手元に配付しています「その他1 違反転用事案報告について」の資料をご覧ください。

～資料説明～

議案に戻ります。

1番、吉井地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉井町踊瀬の4筆。地目は、登記田、現況道路です。面積は111m²。転用目的は通路。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは下橋川内町内公民館から西に約220mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。昭和60年から平成2年頃の施工後、土砂流出等の被害を及ぼしたことはない。日照通風は昭和60年から平成2年頃の施工後、周辺農地に被害を及ぼしたことはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。5月23日に末永委員と現地を確認いたしました。この土地は約40年前から近隣住民の通路として利用されてきました。近隣住民にとって、無くてはならない通路となっており、今回の申請はやむを得ないと判断しました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

末永委員 吉井地区の末永です。水口委員が言われたとおりであり、やむを得ないと判断しました。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第366号議案について、許可相当として県に進達いたします。続きまして、第367号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第367号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

1番、針尾地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、針尾中町の1筆。地目は、登記畑、現況休耕です。面積は644㎡。転用目的は分家住宅です。権利は所有権移転贈与です。施設は住宅1棟木造2階建。建築面積100.20㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは針尾小学校から北に約1kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.17m。切土最高0.55m。隣接農地の方が申請地より上段に位置し、境界部分は安定勾配を保ち締固め施工することから土砂流出等の被害を及ぼす恐れはない。日照通風は建物高を8.081m程度に加減。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅に該当します。

2番、江上地区。こちらは365号議案非農地証明願、1番の案件で承認された進入路の拡幅の申請です。申請者は記載の通りです。申請地所在は、江上町の1筆。地目は、登記畑、現況畑です。面積は1筆42㎡。転用目的は進入路用地。権利は所有権移転売買。施設は進入路42㎡、併用地含め133㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地

で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは東明中学校から南東に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。コンクリート舗装を行うため、土砂の流出又は崩壊の恐れはない。日照通風は建築物を設けないため、被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要に該当します。

3番、柚木地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、高花町の1筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は588㎡。転用目的は農業用倉庫。権利は使用貸借設定。施設は農業用倉庫1棟、建築面積106.50㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振内農用地、農業用施設に該当いたします。参考事項としまして、こちらは柚木小学校から南東に約2kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用。整地のみを行う。日照通風は建物高を6.3m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水は汲み取り。生活雑排水は溜枡から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

4番、吉井地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉井町直谷の1筆。地目は、登記田、現況田です。面積は408㎡。転用目的は一般個人住宅。権利は所有権移転売買。施設は住宅1棟木造平屋建、建築面積136.36㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは市営直谷住宅から北に約110mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状の高さのまま利用する。土留め工事を行い土砂流出を防止するので、被害を及ぼす恐れはない。日照通風は建物高を5.848m程度に加減。排水計画、雨水は溜枡から水路放流。汚水、生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、吉井地区。申請者は記載の通りです。申請地所在は、吉井町板樋の1筆。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は1筆763㎡。転用目的は資材置場。権利は所有権移転売買。施設は資材置場364㎡。通路293㎡。計画全体面積併用地含め3,506㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは板樋公民館から北に約200mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.3m。切土最高0.3m、最低0.1m。土砂流出を防ぐために土留め工事を行い、砕石等を敷き、踏み固める。日照通風は緩衝地を0.5m程度設ける。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

1番、4番、5番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、1番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。5月23日に原委員と現場を確認しました。譲渡人と譲受人は親子の関係で、同居されています。申請地はお二人のお住まいの隣で、被害防除計画どおりに施工されれば問題ないと見てきました。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員が言われたとおりで、問題ないと思います。以上です。

議 長 それでは、1番の案件について、何かご意見等ございませんか。

3 番 3番阿波です。面積超過理由書が添付されていますが、内容を教えてください。

事 務 局 事務局です。面積644㎡には周囲の法面の面積を含んでいまして、有効面積は500㎡未満という内容です。

3 番 3番阿波です。分かりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1番の案件について、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 4番、5番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。4番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。5月23日に末永委員と現地を確認してきました。周囲は数十年前から宅地化が進んでおり、日照通風や用排水等について確認しましたが、支障はないと思います。

議 長 続きまして、5番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。5月23日に末永委員と現地を確認してきました。譲受人は建設業を営んでおり、資材置場の拡大ということでの申請です。日照通風や用排水等について確認しましたが、支障はないと判断しました。

議 長 それでは、4番、5番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。4番、5番について、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件につきまして、審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。2番江上地区。

2 番 2番北村です。5月21日に古川委員と現地を確認いたしました。現在の進入用道路幅を広げるために、隣接するこの土地を転用するもので、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。北村委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 続きまして、3番柚木地区。

8 番 8番小川です。5月21日に宮崎委員、借受人と現地を確認しました。借受人の作業場が狭いということでの申請ですが、問題はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。花き関係の作業場が手狭ということで、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、2番、3番の案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第367号議案は許可相当として県に進達いたします。
続きまして、第368号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第368号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）についてご説明いたします。

1番、柚木地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、里美町の3筆の一部。地目は、登記田、現況畑。面積は合計501㎡です。転用目的は工事用地。権利は、賃借権設定です。施設は、クレーン1台、20㎡作業範囲、通路及び作業スペース481㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地に該当します。参考事項としまして、こちらは里美グラウンドから北西に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画はプラスチックマットを敷設し、現状のまま利用する。日照通風、建築物を設けないため被害を及ぼす恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、プラスチックマットを除去し、耕起して農地を復元する。となっております。

2番、相浦、九十九地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、竹辺町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は2筆合計471㎡、実測で800㎡です。転用目的はクレーン設置及び資機材設置。権利は、賃借権設定です。施設は、表土仮置場74.8㎡。資材置場108㎡、重機配置2台、561.8㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保特別支援学校から東に約550mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画は最高0.9m。最低0.2m。表土を剥ぎ取り、地盤改良を行い、その上に砂利敷き0.2から0.

9 mとして、法面保護をし、法面境界に隣接地に土砂等が流れ込まないように土のう等を設置する。日照通風、建物高を2.44 mほどに加減。排水計画、雨水は自然流下。汚水、生活雑排水は、生じない。添付書類は記載のとおりです。農地復元計画書の内容としましては、砂利等を撤去し、造成前の状態に復元する。となっております
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番柚木地区。

8 番 8番小川です。5月21日に宮崎委員、貸渡人お一人と現地を見てきました。特に問題は無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

宮崎委員 柚木地区宮崎です。申請地は3筆ですが、現地は1筆のように見えます。鉄塔撤去のための工事用地ということで、問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、2番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番伊賀崎です。5月23日に富川委員と現地を見てきました。高速道路工事関係で使用するというので、現況は荒地で、問題は無いと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

富川委員 相浦、九十九地区の富川です。伊賀崎委員が言われたとおり、問題は無いと見てまいりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これらの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第368号議案について、許可相当として県に進達いたします。
次に、第369号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整等について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第369号議案 佐世保農業振興地域の整備計画変更に伴う農地転用との調整

等について説明いたします。

1番、江上地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の5筆。地目は、台帳畑、現況荒地。面積は1,400㎡です。転用目的は駐車場用地です。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第3種農地です。こちらは、江上支所付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で、駐車場用地です。

2番、日宇地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の1筆。地目は、台帳田、現況休耕。面積は360㎡です。転用目的は、農家の分家住宅用地、施設は木造平家建て住宅1棟建築面積72.872㎡。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、日宇中学校付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で農家の分家住宅用地です。

3番、江迎地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、江迎町栗越の1筆の一部。地目は、台帳田、現況畑。面積は541㎡です。転用目的は、一般住宅用地。耕作者なし。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、天龍姫大神講社付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で一般住宅用地です。

4番、鹿町地区、転用者、台帳名義人は記載のとおりです。申請地所在は、鹿町船ノ村の1筆の一部。地目は、台帳田、現況田。面積は52.8㎡です。転用目的は、榊栽培のための植林用地。耕作者あり。農地区分は、現在農用地の田となっていますが、農用地区域からの除外確定後は第2種農地です。こちらは、船ノ村公民館付近に位置しています。変更理由は、記載のとおりで、変更内容は、農用地区域からの除外で榊栽培のための植林用地です。

以上が農用地区域の除外等の申出に関し、佐世保市長より農業委員会に意見照会がなされたものです。総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課に回答します。

なお、差し替え前に記載されていた佐世保地区の案件につきましては農政課より不備があったため、来月の総会で再度意見照会を行うとの申し出があったため今月の総会では上程せず、来月の総会にて再度上程致します。

4番の案件につきましては、関係する委員の方がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 4番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。4番鹿町地区。

18番 18番内野です。5月13日に転用者と現地を確認してきました。日照不足で稲作に

は向かない土地で、問題ないと見てきました。

議 長 それでは、4番の案件について、何かご意見等ございませんか。

1 8 番 18番内野です。今回のように、榊栽培のために農地に植林用地を設ける場合でも転用手続きが必要なのか説明いただければと思います。

事 務 局 事務局です。事務局でも当初、農業用施設に該当するとして転用許可の必要はないと考えておりましたが、念のために県に確認しました。県の回答は、榊自体は転用許可の必要はないが、榊栽培の日除けのための杉については、農業用施設に該当しないこと並びに本市及び他市町でも過去に同様の転用許可手続きを行ったことがあることから、今回も農業振興地域からの除外及び転用許可は必要というものでした。なお、国の通知によると土地の境界に防風林を設けることについては、許可不要となっております。今回は、一筆のうち日除けの杉を植える部分のみを除外及び転用するよう、指導があったものです。

1 8 番 18番内野です。わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。4番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。4番の案件について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江上地区。

2 番 2番北村です。5月21日に古川委員と現地を見てまいりました。今後、駐車場に転用されたとしても周囲の農地に影響を与えることはないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

古川委員 江上地区の古川です。委員が言われたとおり、問題ありません。以上です。

議 長 続きます、2番日宇地区。

6 番 6番浦です。5月23日に磯本委員と現地確認しました。周囲は全て転用者の土地で、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 続きます、3番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。5月23日に現地を見てきました。周囲は住宅地であり、やむを得ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。住宅建設のために複数の候補地を検討した結果、今回の申請地が最適とのことでした。他の農地に影響を与えることはないと考えてまいりました。以上です。

議 長 それでは、これらの案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第369号議案について、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答します。
次に、第370号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第370号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
1番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地、江迎町七腕の5筆、地

目は登記畑、現況畑。面積5筆合計3,236㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況については記載のとおりです。本案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いします。1番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。今後遊休農地化の恐れのある申請地を、乳牛100頭を飼育されておられる譲受人が所有権を得られるということで、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、地区担当推進委員の意見をお願いします。

小川委員 江迎地区の小川です。農地を農地として利用することで、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第370号議案について、許可することといたします。
次に、第371号議案 農地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第371号議案 農用地利用集積計画(案)についてご説明いたします。
利用権の設定は、三川内地区4件、皆瀬地区1件、吉井地区4件、江迎地区3件、鹿町地区4件、の合計16件、解除条件付きの利用権の設定は、柚木地区2件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。
以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。13ページ、1番の借り手について知っていることがあれば、教えてください。

柚木地区 柚木地区の宮崎です。野菜の販売を頑張っておられ、農家体験等を受け入れたりしておられるようです。以上です。

1 5 番 1 5 番西尾です。わかりました。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第 3 7 1 号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第 3 7 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 7 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請(案)についてご説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請(案)につきましては、針尾地区 1 件、江上地区 1 件、宮地区 7 件、三川内地区 4 件、早岐地区 1 件の合計 1 4 件が計画されています。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、1 番の案件について、関係する委員がおられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1 番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第 3 1 条の規定により、退席していただき審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退席～

議 長 それでは、1 番の案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1 番の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。1番については、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 残りの案件につきまして、審議いたします。何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1番以外の案件について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第372号議案は、承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農地中間管理機構へ要請いたします。

次に、第373号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第373号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)についてご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきましては、針尾地区2件、吉井地区2件、小佐々地区2件、江迎地区1件、鹿町地区1件の合計8件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第373号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第374号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について、事務局より説明をお願いします。

第374号議案 令和4年度農業委員会の農地利用最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）についてご説明いたします。

説明に入ります前に、議案の表紙をご覧ください。第374号議案のタイトルが令和5年度となっておりますが、令和4年度の表記誤りですので、申し訳ございませんが、訂正していただきますようお願いいたします。

改めまして20ページをご覧ください。昨年まで「活動の点検・評価」と言っておりましたが、制度変更がありまして、今回から名称が変更されたものになります。こちらは、令和4年度に掲げた最適化活動の目標につきまして、国の定めた様式に基づいて整理し、国・県へ報告及び公表を行うものです。昨年までは4月の総会に上程しておりましたが、運用が変わりまして、5月の総会に上程させていただいております。

20ページですが、Ⅰの農業委員会の状況について、本市の農家・農地等の概要、農業委員会の体制、委員数などについて記載しています。

次に21ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の実施状況です。（1）農地の集積については、令和4年度の目標1,385haに対し、1,428haの集積実績となっており、103.1%の達成状況となっております。

次に21ページから22ページにまたがっております（2）遊休農地の発生防止・解消です。緑区分の遊休農地解消目標41.8haに対し、43.9haの解消実績となっており、達成度は105.0%でした。黄色区分の遊休農地および新年度に新規発生した遊休農地の解消目標については、令和4年度は目標設定されておらなかったもので、実績もございません。

次に（3）新規参入の促進です。令和4年度における新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、目標16.7haに対し、実績はございませんでした。

次に2最適化活動の活動目標については23ページ、24ページに記載のとおりです。24ページ下段をご覧ください。目標の達成状況の評語です。「目標に対して期待通りの結果が得られた」となっております。

次の推進委員等の点検・評価結果ですが、今回から委員個人の評価をすることになっております。公表するのは記載のとおり、それぞれの評語に相当する人数を公表することになっております。26ページに個人ごとの目標値、27ページに個人ごとの実績数値を載せています。28ページが個人ごとの評価点数でして、28ページ下段の集計に評価点の何点がどの評語になるかお示ししています。なお、国の定めた別紙様式3という個人ごとの評価シートがあるのですが、当日配布資料として個別にお配りしております。これら26ページから28ページ、個別にお配りしたシートなど個人ごとの評価につきましては、個人情報のため非公表となっていることを申し添えます。

次に25ページをご覧ください。Ⅲ事務の実施状況です。1総会、2部会の開催実績、3農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、4違反転用への対応については記載のとおりです。

本議案につきまして、ご承認いただいた場合には、先程ご説明しました個人情報のため非公表となっている部分を除き、国・県へ報告及び公表を行います。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第374号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。次に、第375号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定等の修正(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第375号議案 令和5年度の最適化活動の目標の設定等の修正(案)についてご説明いたします。本日配布しております議案をご覧ください。

この目標の設定につきましては、3月の総会でご承認いただいた案件になります。制度改正により、一ヶ月前倒しで3月に目標設定をしたわけですが、3月時点では令和4年度の最終的な実績が未確定でありましたので、それを踏まえ、令和4年度と同様の目標設定をしておりました。先程ご審議いただきました第374号議案によりまして、最終的な実績が確定いたしましたことと、来年の5月には、この目標値をもって個人ごとの実績を評価することになりますので、評価を正しく行うためには、実績をもとに目標設定をし直す必要があることから、修正の提案をさせていただくものです。

それでは、議案をご覧ください。議案にページを振っておりませんので、わかりにくいかもしれませんが、ご了承ください。裏面の2ページ目をご覧ください。議案の修正部分は網掛けにしてあります。以下、修正部分を主に説明させていただきます。

Ⅱ最適化活動の成果目標(1)農地の集積において、これまでの集積面積、集積率を実績値に修正しております。これにより、今年度末の集積面積(累計)の目標が1,498ha、今年度末の集積率目標が34.2%となります。(2)遊休農地の解消は、ページの一番下ですが、イ新規発生遊休農地の解消目標が21.2haとなっています。これは令和4年度に新たに発生した遊休農地の面積で、前年度発生分全てを解消しようという目標設定になっております。

3ページ目をご覧ください。(3)新規参入の促進も、①現状の数値を実績値に更新しております。目標値については修正ございません。

2最適化活動の活動目標についても修正はございません。修正部分については以上になります。

なお、委員の皆様方個人の目標値につきましては、本議案のご承認を受けて、前議案の26ページにお示したような表を作成して、後の総会でご報告いたしたいと考えております。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。第375号議案はすべて承認されましたので、(案)を削除願ひます。それでは、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地転用許可不要案件の受理について

報告5 非農地通知の発出について

報告6 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告7 農用地利用集積・配分計画解約通知について

内容に関しましては、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 報告事項が終わりましたので、その他に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農業委員会の概要について】
【農業者年金の現況届について】
【農家との絆を深める運動について】
【貸与端末借用書について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第36回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。